

## 漁港占用料の見直しについて

### 1. 概要

第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づき、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえた水産振興課所管の漁港占用料の見直しに向けた取組状況について報告するものです。

### 2. 現行料金及びパブリックコメントで提示した見直し案

宮城県や県内他自治体が管理する漁港における占用料を参考として、料金を見直すものです。

区分	現行料金	見直し案
工作物を設置する場合	電柱、支柱等 1本につき1年 120円	1本につき1年 540円
	埋設物 長さ1mにつき1年 60円	長さ1mにつき1年 外径0.4m未満 85円 外径0.4m以上1m未満 190円 外径1m以上 395円
	電線類、管類（ガス・水道管）	
	広告物・機械類設置 標識類、看板及び広告、板、旗、のぼり、起重機、砕氷塔その他これに類するもの 面積1㎡につき1年 120円	面積1㎡につき1月 15円
その他	面積1㎡につき1月 20円	
工作物を設置しない場合	面積1㎡につき1月 10円	面積1㎡につき1日 7円

### 3. 今後の予定

- 令和6年9月 9月定例会に関係議案を提出
- 令和6年10月～ 漁港占用申請者へ説明
- 令和7年4月 見直し後の漁港占用料の運用開始